

## FA 18 戦闘攻撃機の大量飛来及びクラスター爆弾装着の 訓練に反対する意見書

米海兵隊岩国基地所属の FA 18 戦闘攻撃機（ホーネット）22機が嘉手納基地に飛来し、クラスター爆弾を装着し訓練していると見られることが11月下旬までに明らかとなった。ホーネット機は嘉手納基地に飛来後、編隊を組んで連日昼夜の別なく訓練を続け、住民地域上空をゴウ音を撒き散らしながら飛行しているのが目撃されている。

今回の戦闘攻撃機の大量飛来及び訓練内容については、町役場への事前通報がなく従来の慣例を破る不誠実なものであることに怒りを禁じえない。また、大量殺傷兵器として国際的にも使用禁止が求められている残虐兵器のクラスター爆弾を装着し、沖縄周辺射爆場で発射訓練をすること自体許せない問題である。嘉手納基地・弾薬庫からクラスター爆弾を一日も早く撤去し、訓練に使用しないことを強く求めるものである。

嘉手納飛行場への訓練目的の外来機の大量飛来は、周辺住民への爆音被害と航空機による事件・事故発生の危険性を一層増大させるものであり、本町議会はそのたびごとにその中止を求めてきた。今回のように事前通知もなく、なし崩し的に外来機が大量飛来し訓練を繰り返すのであれば、歯止めの利かない基地機能の強化が進むことになり到底看過できるものではない。

よって、北谷町議会は町民の生命・身体・財産を守る立場から、下記事項について関係機関に対し強く要請する。

### 記

- 1 FA 18 戦闘攻撃機の飛来及び訓練を中止すること。
- 2 大量殺傷兵器「クラスター爆弾」の装着訓練を中止し、嘉手納基地・弾薬庫から同爆弾を撤去すること。
- 3 外来機の大量飛来による訓練を禁止すること。
- 4 住民への事前の情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年12月22日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 那覇防衛施設局長